答　　申　　書

小牧市国民健康保険運営協議会

令和２年２月１９日

小牧市長　　山下　史守朗　様

小牧市国民健康保険運営協議会
会長　早稲田　幸男

国民健康保険税の課税限度額の改正について（答申）

令和２年２月１９日付け３１小保年第２２７８号にて当協議会に意見を求められたこのことについて慎重に審議した結果、小牧市国民健康保険運営協議会規則第２条の規定に基づき下記のとおり答申します。

記

１　課税限度額の引き上げについて

国民健康保険税の課税限度額の取り扱いに係る地方税法施行令の規定が改正された場合に、基礎課税額に係る課税限度額を現行６１万円から６３万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行１６万円から１７万円にそれぞれ改める。